

ガス機器遠隔操作検査規程検討専門委員会の設置について

1. 検討の背景

近年、通信回線等を利用して家電機器の遠隔操作を行うものの普及が進んでおり、遠隔操作される電気用品に求められる技術基準については、現在整備されつつある。ガス機器についても遠隔操作される機器の普及が見込まれるため、ガス機器の遠隔操作の技術基準案を策定するよう、平成31年4月3日に経済産業省 産業保安グループ 製品安全課からの依頼があった。現在、JIAでガス機器遠隔操作基準検討委員会を設置し検討を行っており、この委員会で作成された基準案については、通達「20151103 商局第1号」及び「20151103 商局第2号」の改正案としてJIAから経済産業省に提案する予定である。

今後、遠隔操作可能なガス機器の基準適合を確認するためにJIA検査規程を制定し、具体的な試験方法等を規定する必要があるため、ガス機器遠隔操作検査規程検討専門委員会を設置し検討することとした。

2. 主な検討の内容

通達「20151103 商局第1号」及び「20151103 商局第2号」を基に対応する試験方法を具体的に規定した検査規程を作成するとともに、通達「20151103 商局第1号」及び「20151103 商局第2号」に示されている基準以外にも、遠隔操作可能なガス機器の安全性を確認する上で必要と考えられる項目を規定するか検討する。

3. 検討体制

ガス機器技術基準等調査委員会の下部組織としてガス機器遠隔操作検査規程検討専門委員会を設置し、2019年度内に予定されている通達改正にあわせて検査基準を制定することを目標に、関係団体、製造事業者及びJIAにて検討を行う。